

番号	1
項目	大阪市ファミリーシップ制度を利用している当事者より世帯合併に伴い申し出があった際には、事実婚世帯に準じ、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載するようにしてください。
(回答) 本市では、要望いただいたことを受けて、総務省の見解の確認や他都市状況の情報収集等を行いつつ、同性パートナーの住民票の続柄欄の記載についてどのような対応ができるか検討をしてきたところです。 このような中で、令和 6 年 7 月 9 日付けで総務省から各都道府県及び指定都市宛てに事務連絡があり、長崎県大村市が総務省に対して行った同性パートナーの住民票の続柄欄に「夫（未届）」と記載したことの是非についての照会に対する回答について、情報提供がなされました。 この回答の中で、続柄を記載した住民票の写しは、実務上、社会保障制度の適用を判断するための公証資料として用いられており、内縁の夫婦（事実婚）については「法律上の夫婦ではないが準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けている」ことを前提として「妻（未届）」「夫（未届）」という続柄が用いるもの、とされています。 一方、同性パートナーの続柄については、「各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けている」という状況になく、このような中で、事実婚の続柄と同一にすることは、実務を担う各種社会保障の窓口において当該住民票の写しの続柄のみで制度適用の可否を判断することができなくなり、実務上の支障をきたすおそれがある、というのが総務省の見解です。 この見解について、具体的な支障事例を確認してきたところ、健康保険の被扶養者認定等の制度では「届出を出していないがそれ以外は民法に定める婚姻関係と同様の事情にある者」を法律上の夫婦とみなして認定を行うことされ、調査権限を有しない健康保険組合が被扶養者認定を行う場合には被保険者から提出された住民票の続柄の記載により認定の可否を判断しているという現状があり、住民票の続柄の記載のみで認定の可否ができなくなると認定事務に支障をきたすことなどの事例が確認されました。 このような状況を考慮すると、本市としても、総務省の見解と同様、同性パートナーの住民票における続柄欄に「妻（未届）」「夫（未届）」との表記を行うことは、現状では困難であると認識しています。 その一方で、現状できることとして、本市においては、「大阪市ファミリーシップの宣誓」を行ったパートナーシップ関係が継続している当事者について、その一方の当事者が世帯主であり、当事者双方の希望による申出がある場合は、同居する他方の当事者について世帯主との続柄を「縁故者」と記載することとしています。 この「縁故者」の記載は、総務省の要領によると、続柄を記載することが困難な親族の	

ほか、事実上の養子や、婚姻届を出すことができない事実上の夫婦（例えば、当事者が民法の婚姻年齢である18歳に満たない場合など）に記載するものとされるものであり、本市では、ファミリーシップ宣誓をしたパートナーについてもこれと同様の記載としたものです。

本市としては、ファミリーシップ宣誓をしているパートナーシップ関係にある当事者の続柄について「縁故者」と記載できることを、周知し、浸透を図ってまいりたいと考えております。

また、「大阪市ファミリーシップ制度」においては、パートナーシップ関係にある当事者のほか、パートナーシップ関係にある方の子又は親（その配偶者を含む）を含め、家族として、日常の生活において相互に協力し合うことを約した当事者間の関係を「ファミリーシップ関係」と定義しているところであり、ファミリーシップの宣誓を行った世帯主とそのパートナーの子又は親が同居する場合には、当該パートナーの子又は親についてもパートナーと同様に「縁故者」と記載することについて検討を進めるなどしており、ファミリーシップ制度の当事者同士が、家族として日常生活において相互協力しあう関係であることを広く公証できるよう努めてまいります。

担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345
----	--------------------------------

番号	2
項目	大阪市ファミリーシップ制度の申請については、当事者の利便性向上のために、 ・ 各区の区役所でも申請できるようにしてください。 ・ 土曜日日曜日祝日の申請受付につき相談があった場合には、柔軟に対応願います。
(回答) 大阪市ファミリーシップ制度は、性的マイノリティの当事者が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力しあい、社会においていきいきと輝き活躍されることを期待して、平成 30 年 7 月から開始した「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を令和 4 年 8 月から宣誓の対象者に子や親を含めた方々を含めて、拡大して実施しているものです。 本制度による宣誓の手続きについては、本市職員の立ち会いの下で宣誓することを、ふたりの意思確認の証として公的に認めることに制度の意義があると考えております。 また、人権啓発・相談センターは、市中心部の交通至便の地にありながら、来庁者も限られており、安心して来庁いただきやすい環境である上に、宣誓に際しては、予約制をとり、個室において対応するなど、当事者の方への配慮に努めているところです。 令和 4 年 11 月からは毎月第 3 金曜日の 18 時からの予約枠を追加するとともに「オンライン宣誓」（「Microsoft Teams」又は「Zoom」による）を開始するなど、宣誓される方の利便性に配慮した取組みを進めているところです。 引き続き、宣誓された方々からアンケートをいただいてニーズを把握しながら、適切な制度運用に努めてまいります。	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631